

## 新発田地域広域事務組合消防本部公民連携事業募集要項

### 1 目的

新発田地域広域事務組合消防本部は、民間事業者の皆さまの知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、公民連携に取り組むことで、より質の高い消防行政サービスの向上につなげるため、地域貢献を目指す民間事業者の皆さまと連携した事業の募集を目的としています。

### 2 対象事業者

- ・法人その他の団体
- ・事業を営む個人

### 3 対象事業

市・町民の安心・安全につながる消防の事業全般

### 4 お手続きの流れ

#### (1) 事業の提案

ご提案いただける事業について、当消防本部あてに電話・FAX またはメールにてご連絡ください。当消防本部から確認のご連絡をさせていただきます。企画書などをあわせてご用意いただくと、その後の調整がスムーズになります。

#### (2) 連携の調整

当消防本部にて事業の連携にかかる調整をした後、連携の可否についてご連絡させていただきます。なお、調整にあたり、当消防本部から別途ご提案者にお問い合わせなどをさせていただきます場合があります。

#### (3) 協定の締結

事業の連携が可能となった場合、当消防本部の担当部署と事業の詳細を調整のうえ、書面による協定の締結をしていただきます。なお、協定書や覚書など書面の形式や締結の内容は、ご提案者と十分に調整したうえで決定させていただきます。

#### (4) 事業の公表

事業が実施された後、公民連携を広く PR するため、新発田地域広域事務組合消防本部ホームページなどで事業者名と事業内容を公表させていただきます。なお、ご提案者と調整のうえ公表いたしますが、公表を望まれない場合はご相談ください。

## 5 留意点

ご提案にあたっては、下記の事項を必ずご確認ください。

※留意点は一般的なものです。案件によって不都合な点がある場合は、検討いたしますのでご相談ください。

- (1) 個人（個人で事業を営む方を除く）からのご提案は受付できません。
- (2) ご提案者（提案に関係する者を含む）・ご提案内容が次に該当する場合は、ご提案を受け付けません。
  - ・法令や公序良俗に反する場合
  - ・新発田地域広域事務組合消防本部の条例や規定などに反する場合
  - ・政治や宗教、反社会的勢力に関連性がある場合
  - ・公共性に問題があるなど、当消防本部が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
- (3) ご提案の事業の連携に関する調整には、非常に時間がかかる場合があります。
- (4) ご提案の内容や調整の結果によっては、連携が実現できない場合があります。
- (5) 当消防本部に費用負担が発生する事案は連携の対象にできません。
- (6) 連携の成立・不成立にかかわらず、当消防本部はご提案にかかる経費（人件費、交通費、調整費、資料作成費など）や生じた損害などを負担いたしません。
- (7) 行政機関として公平性の観点から、複数の事業者から同種の事業のご提案を受け付ける場合があります。
- (8) 事業のご提案や連携の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じる場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令に基づき厳密かつ適正に取り扱ってください。

なお、ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、当消防本部に故意または重大な過失がある場合を除き、当消防本部は一切の責任を負いません。

ご相談・ご提案の窓口

新発田地域広域事務組合消防本部総務課庶務係

電話番号：0254-22-3708

ファックス番号：0254-26-6690

電子メールアドレス：ssoumuka@shibata-kouiki.jp